

生存給付金とは、住宅取得・増改築等の資金に充てる目的でご請求いただくものです。非課税の適用を受けるためには、裏面記載の要件を満たすことが必要です。住宅取得（増改築等工事）の状況に応じて要件をご確認いただき、必要書類をお取り揃えのうえご提出ください。

要件外での解約は、差益に対して復興特別所得税を含む 20.315%の源泉分離課税が適用されます。

<ご請求時期>

- ・住宅取得（増改築等工事完了）前に1回、住宅取得（増改築等工事完了）後に1回、の合計2回
- ・住宅取得（増改築等工事完了）後に1回

❗ 住宅取得（増改築等工事完了）前の払出可能額は、積立金の9割または住宅取得（増改築等工事）費用のいずれか低い額までとなります。

<手続き期限>

1. 住宅取得日（または増改築等工事完了日）から1年以内にご請求ください。
2. 住宅取得（または増改築等工事完了）前に積立額の9割または住宅取得（増改築等工事）費用のいずれか低い額以下を払い出した場合は、その払出日から2年以内かつ住宅取得日（または増改築等工事完了日）から1年以内に必要書類をご提出ください。
この場合、住宅取得（増改築等工事）費用が住宅取得（または増改築等工事完了）前の払出額を超えているときに限り、超えた額以下の残高を払い出すことができます。

❗ 退職等または役員昇格された場合の手続き期限は上記1、2に退職等または役員昇格の日から1年以内の条件が加わります。
上記1は「住宅取得日（または増改築等工事完了日）から1年以内」、かつ「退職等または役員昇格の日から1年以内」、
上記2は「その払出日から2年以内」かつ「住宅取得日（または増改築等工事完了日）から1年以内」かつ「退職等または役員昇格の日から1年以内」となります。

<必要書類>

お支払内容	必要書類
住宅取得（増改築等工事完了）前、積立額の9割までを請求する場合	a. 財形支払請求書（同封 ・ お勤め先より取寄せ） b. 本人確認書類（写）（*1） c. 住宅の工事請負契約書（写）または売買契約書（写）
住宅取得（増改築等工事完了）後、請求する場合	a. 財形支払請求書（同封 ・ お勤め先より取寄せ） b. 本人確認書類（写）（*1） c. 住宅の工事請負契約書（写）（*2）または売買契約書（写）（*2） d. 住宅の登記事項証明書（建物）（写）（発行後6ヶ月以内のもの） e. 住民票（写）（発行後6ヶ月以内のもの）（*3） f. 増改築等の場合、次の4点のうちいずれか 〔 ・ 増改築等工事証明書（写） ・ 検査済証（写） ・ 建築物の確認済証（写） ・ 増改築等工事完了届（*4） 〕 g. 耐震基準を満たしていることを確認する書類（写）（*5） h. 認定住宅等であることを確認する書類（写）（*6）

（*1）運転免許証・パスポート・各種健康保険証などの写し（ご請求金額が300万円以下のときは提出不要です。）
以下の書類は該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。

健康保険証：記号、番号、枝番、保険者番号、二次元コード

（*2）住宅取得（または増改築等工事完了）前の払出時にご提出いただいている場合は省略いただけます。

（*3）住宅取得によりご提出いただく場合は、取得された住宅へ移転後の住民票をご提出ください。

（*4）工事費用が75万円超100万円までの場合に限りです。

（*5）取得される住宅が昭和56年12月31日以前に建築されたもので、耐震基準に適合する住宅の場合に限り、「耐震基準適合証明書」をご提出ください。

（*6）取得される住宅が令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けた新築住宅で、床面積が40㎡以上50㎡未満の認定住宅等である場合はご提出ください。（確認書類については住友生命までお問合せください）

＜取得する住宅の主な要件＞

1. ご契約者本人名義の持家としての居住用住宅であること。かつ、住民登録されていること。
(共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります。)
2. 住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上であること。
ただし、新築住宅または建築後使用されたことのない住宅を取得した場合で、次のいずれかであるときは、床面積が40㎡以上であること。
 - ① 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅
 - ② 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等(※)(※) 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅
3. 取得する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。
(払出可能金額は、建物金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額になります。)
4. 中古住宅を取得されるときは、昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。ただし一定の耐震基準を満たしていれば築後要件はありません。(※)
(※) 一定の耐震基準を満たすことは建築士等が発行する「耐震基準適合証明書」によって証明されます。

＜増改築工事の主な要件＞

1. 工事対象住宅がご契約者本人の名義であること。かつ、住民登録されていること。
(共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります。)
2. 75万円を超える費用を伴う増築、改築、建築基準法に定める大規模修繕・模様替えであること。
3. 増改築を行った後の住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上あること。
4. 増改築する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。
工事金額の1/2以上が居住用部分の工事であること。
(払出可能金額は、全体の工事金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額になります。)
5. 増改築等工事証明書、確認済証、検査済証(工事金額が75万円超かつ100万円未満の場合は「増改築等工事完了届」)が提出できる工事であること。

＜その他のご留意点＞

1. 住宅取得費用には土地代金は含まれませんので、土地の取得費用は対象となりません。
2. 既に非課税で受け取られた生存給付金に対して遡及課税(差益に対して復興特別所得税を含む20.315%の源泉分離課税が適用)される場合
 - ① 表面の＜手続き期限＞までに必要書類のご提出がなかったとき
 - ② 生存給付金を受け取られてから5年以内に目的外解約(※)や2年以上の積立の中断があったとき(※) 退職等された場合、退職等の日から2年以内に継続のお手続きをされない場合を含みます。
役員昇格された場合、役員昇格の日から1年以内に継続のお手続きをされない場合を含みます。
3. 災害等の事由により目的外で解約を行う場合、差益を非課税とする特例措置が適用される場合があります。
お手続きの詳細につきましては、住所地の税務署へお問い合わせください。